

国民年金保険料を納めるのが困難な方へ

# 未納のままにせず 申請を

収入が少なく国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、平成20年度分(平成20年7月～平成21年6月)の「保険料免除」および「若年者納付猶予(30歳未満の方の保険料猶予)」の申請を受け付けています。

年度内に申請をして、免除基準に該当となり承認されると、7月までさかのぼって免除されます。ただし、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することになった場合、さかのぼった期間は受給に必要な期間に計算されませんので、早めに申請しましょう。

## 保険料免除

### ●免除の種類

免除の種類は、「全額免除」と3種類の「一部納付制度」があり、一カ月あたりの納付額は下表のとおりです。

「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなりますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

### ●免除対象となる所得基準

本人・配偶者・世帯主の前年所得が、次の金額以下の場合、免除の対象となります。

- 全額免除  
57万円＋扶養親族人数×35万円
- 4分の1納付

### 【免除の種類】

	(納付額/月)
●全額免除	0円
●4分の1納付	3,600円
●半額納付	7,210円
●4分の3納付	10,810円

※免除がない場合の納付額は、14,410円です。

- 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 半額納付  
118万円＋扶養親族等控除額
- 4分の3納付  
158万円＋扶養親族等控除額
- 免除期間中の年金の計算  
免除を受けた期間の老齢基礎

年金は、保険料を全額納めた場合と比べて、次のように計算されます。

- 全額免除 6分の2
- 4分の1納付 6分の3
- 半額納付 6分の4
- 4分の3納付 6分の5

## 若年者納付猶予

若年者納付猶予(30歳未満の方の保険料の猶予)は、本人と配偶者の前年所得が次の金額以下の場合、納付が猶予されます。

- 納付猶予となる所得基準  
57万円＋扶養親族人数×35万円

※注1 年度途中で30歳に到達する場合は、到達する月の前月まで(1日生まれの場合は、前々月まで)が猶予されます。

※注2 猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

## 保険料の追納

免除された保険料は、10年以内に納付(追納)することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課  
☎58-2111  
(内線1180～1187)

に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

## 申請は 毎年度必要

免除申請は、原則として毎年度必要です。ただし、失業

や災害以外の理由で「全額免除」または「若年者納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望される場合は、あらかじめ

### ●申請に必要なもの●

(「保険料免除」「若年者納付猶予」共通)

- ◆年金手帳
  - ◆認印
  - 平成20年1月1日以降に市へ転入してきた方は「平成20年度課税証明書(※)」
  - 平成19年度以降に失業したことを理由とする場合は「雇用保険」「雇用保険被保険者離職票」などの写し
- ※ご本人の課税証明書とあわせて、世帯主および配偶者の方の課税証明書が必要です。

じめ継続の意思を示すことにより、申請があったものとして取り扱います。承認の区分が変更されたときや、所得の確認ができない場合は改めて申請が必要です。

## 年金相談のお知らせ

### 「ねんきん特別便」について

社会保険労務士が相談に応じます。ぜひご利用ください。

#### ●相談予定日および会場

- ①8月6日(水) 谷和原庁舎2階第3会議室
- ②10月2日(木) 伊奈庁舎2階第1会議室

#### ●相談時間 午前9時～午後4時

#### ●定員 各日18人(要予約)

#### ●申込方法 住所、氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、電話番号を国保年金課までお知らせください。

#### <申し込み・問い合わせ先>

伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111 (内線1183)